

## 参加同意書

H2L株式会社 御中

私は、H2L 株式会社(以下「主催者」といいます)が主催、運営する下記イベント(以下「本イベント」といいます)への参加にあたり、本イベントの参加者として、以下の事項について同意いたします。

イベント名: 「Happy Hacking Award Vol.1 ~FirstVR Hackathon~」

開催日程:2018年11月10日(土), 11日(日)

- 【目的】** 本イベントは、参加者が多様な視点を持ち寄って協力してアイデアを創出、提供、実現することによって、主催者の筋変位センサ搭載コントローラーとVRゴーグルセット製品「FirstVR」(以下「本製品」といいます)の新しい使用方法を生み出すことを目的としています。
- 【参加資格】** 満18歳以上であること、インターネットにアクセスできること、有効な参加者名義のクレジットカード及び電子メールアドレスを保有していること、参加登録及び応募に当たって必要となる記載事項(虚偽の申告は無効となります)の提出及び主催者との連絡を日本語で行うことができること、並びに開催期間中に開催場所に来場して本イベントに参加できることを満たす方であれば、国籍、居住地等を問わず、何方でも応募することができます。なお、開催場所までの交通費や開催期間中の宿泊費、飲食費等については参加者各自の負担となります。
- 【成果物】** 本イベントにおいて参加者が新たに作成した文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイプしたハードウェアその他一切の成果物(以下「成果物」といいます)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利その他の権利を含みます)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むもの)とします。以下「知的財産権」といいます)その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。但し、当該知的財産権が参加者とその使用者との間の取決め(就業規則、発明考案規定等)の対象となる場合はこの限りでなく、当該参加者とその使用者間の取決めに従うものとします。
- 【成果物の使用】** 本イベントの成果物に関する知的財産権その他一切の権利は、主催者等(次項に定義します)及び他の参加者を含めた第三者が無償で自由に利用することができます。参加者は、当該利用に対して、著作者人格権に基づくものを含め、何らの異議申立てや対価請求を行わないものとします。
- 【公開】** 主催者、本イベントの協力者、ゲスト及び講師(以下「主催者等」といいます)は、成果物及び本イベントの様子を撮影した写真、動画等の画像(参加者の肖像を含む)を、ウェブサイト(SNSを含む)、チラシ、パンフレット、プレスリリース、メディアへの素材提供、メディア発表会、各種イベント等により公開することができます。
- 【参加者の秘密情報】** 参加者は、前三項に定める本イベントにおける成果物の取扱いを十分に理解した上で、自身又は自身が所属する企業、団体等の非公知情報(以下「秘密情報」といいます)

を本イベントにおいて提供しないよう留意するものとします。参加者が本イベントにおいて主催者等又は他の参加者に提供する情報は全て公知情報とみなします。

7.【主催者側の秘密情報】本イベントにおいて主催者等が秘密であることを明示した秘密情報を参加者に提供した場合、参加者は、その秘密情報を厳に秘密として扱い、第三者に開示、漏洩せず、又、本イベントへの参加以外の目的で使用しないものとします。

8.【権利侵害の禁止】参加者は、本イベントにおける制作活動に関して、法令及び公序良俗に違反せず、又、第三者の知的財産権その他の一切の権利を侵害してはならないものとします。

9.【規則・指示等の遵守】参加者は、本イベントが行われる施設(以下「本施設」といいます)の設備その他の本施設の使用について、本施設の管理者及び主催者等の規則・指示等に従うものとします。加えて、参加者は、本イベントにおいて主催者等が参加者の使用に供する、機械、装置、工具、製品、文章、スケッチ、図、データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、ハードウェア、情報その他の一切の提供物(以下「本提供物」といいます)を善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、次の各号の定めに従うものとします。

- ① 主催者の事前の承諾なく、本提供物の複製、複写(写真撮影を含む)を行わない。
- ② 本提供物を本イベントへの参加以外の目的で使用しない。
- ③ 主催者が事前に許可した範囲を超えて本提供物に改変、加工、変更を加えない。
- ④ 本提供物の分解、解析、リバースエンジニアリングを行わない。
- ⑤ 主催者等の指示に従い、本イベント終了後速やかに本提供物を返却する。
- ⑥ その他本提供物の使用に関する主催者等の指示に従う。

10.【反社会的勢力の排除】(1)参加者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを保証するものとするものとします。なお、「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」といいます)第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う個人をいいます。(2)参加者は、本イベントへの参加に関連して自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて主催者等の信用を棄損し、又は主催者等の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3)主催者は、参加者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は本イベントへの参加が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判断した場合、何らの催告を要することなく、参加者の本イベントへの参加を取り消すことができるものとし、かかる取消しに起因して参加者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

11.【保証】参加者は、本提供物及び参加者によるその使用について、主催者等は何らの保証をしないことを十分に理解しているものとします。

12.【免責】本イベントに関連して参加者が生命身体若しくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者等に何らの請求をしてはならないものとします。但し、主催者等にその損害の発生について故意又は重過失が存在する場合は、この限りではないものとします。

13.【機材等の損傷】参加者は、故意又は過失により本施設内の設備又は本提供物に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担するものとします。

14.【責任】参加者が以上の各項の定め違反し、主催者等又は第三者に対して損害を与えた場合、参加者は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者等に対して何らの迷惑や負担をさせず、損害の賠償等を請求しないものとします。

15.【合意管轄】参加者は、本参加同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

2018年11月10日

【氏名】\_\_\_\_\_

※参加者から提出を受けた個人情報は、主催者が個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に従って取り扱い、参加者の同意なく、本イベント以外の目的での利用、又は主催者等を除く第三者への提供はいたしません。